

## 福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 会議名 福島県防災会議原子力防災部会
- 2 日時 平成24年9月5日(水) 14時～16時45分
- 3 場所 福島県庁 本庁舎5階 正庁
- 4 出席委員 30名(定員32名)

○司会(小林) それでは、定刻になりましたので、ただいまから福島県防災会議原子力防災部会を開会いたします。

私は、本日司会を務めます原子力安全対策課小林でございます。

まずは、部会長であります内堀副知事より、御挨拶申し上げます。

○内堀副知事 本日は、お忙しい中、皆さんこの会議にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

昨年のあの災害からまさに一年半が経とうとしております。福島県は、大地震、大津波、そして原発の事故など本当にとんでもない複合災害に見舞われたところでございます。そのため、これまで私どもが用意しておりました地域防災計画あるいは様々な訓練での想定を超える事態、こういったものが次々と生じ、その都度厳しい対応を迫られてきたところであります。いつ何時襲ってくるかもしれない災害に的確に対応するためには、想定外を想定するという万全の対策が本当に重要であるという今回の教訓から、地域防災計画の見直しに着手することといたしました。

この計画の中でも、原子力災害対策編の見直しは、本部会で審議をいたします。より幅広く、深い見地から見直しを進めていくために、より多くの現場の声、あるいは専門的な知見が必要であり、今回、体制を拡充することといたしました。

地域防災計画の見直しは、本来、国の防災基本計画等に基づいて、地域の実情を踏まえて行うこととされております。しかしながら、国の防災基本計画の見直し作業は、まだ終わっておりません。そこで今回は、異例ではございますが、国の作業の終了を待たずに初動対応を中心とした見直しにまず着手することといたしたいと思っております。

第一回目の本日は、見直しの進め方、項目、概要などについて皆様に御審議をいただければと思っております。

福島県の防災対策の更なる充実を図り、県民の安全を図り、そして、郷土の安全を守っていくため、皆様には、率直な御意見を賜りますよう、この場を借りてお願い申し上げまして、御挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

○司会 内堀副知事は所用のため、これをもって退席させていただきます。

次に、本日の部会に出席状況を御報告いたします。お手元の出席者名簿の順に紹介させていただきます。

まず、独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター長 片桐裕

美様です。

○片桐委員 片桐でございます。

○司会 国立大学法人福島大学準教授 佐々木康文様は本日欠席でございます。

株式会社社会安全研究所代表取締役所長 首藤由紀様です。

○首藤委員 首藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○司会 独立行政法人日本原子力研究開発機構安全研究センター研究主幹 吉田一雄様です。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願ひいたします。

○司会 独立行政法人放射線医学総合研究所緊急被ばく医療研究センター被ばく医療部障害診断室長 立崎英夫様です。

○立崎委員 立崎でございます。よろしくお願ひいたします。

○司会 公立大学法人福島県立医科大学放射線健康管理学講座教授 大津留晶様です。

○大津留委員 大津留です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 いわき市長代理行政経営部長兼危機管理監 前田直樹様です。

○前田代理 前田です。よろしくお願ひいたします。

○司会 田村市長代理原子力災害対策係長 鎌田洋一様です。

○鎌田代理 鎌田です。よろしくお願ひいたします。

○司会 南相馬市長 桜井勝延様です。

○桜井委員 桜井です。

○司会 川俣町長 古川道郎様におかれましては所用のため10分程度遅れるとの連絡をいただいております。

広野町長 山田基星様です。

○山田委員 山田です。よろしくお願ひいたします。

○司会 楢葉町長 松本幸英様です。

○松本委員 松本です。

○司会 富岡町長 遠藤勝也様です。

○遠藤委員 遠藤です。よろしくお願ひいたします。

○司会 川内村長 遠藤雄幸様です。

○遠藤委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 大熊町長 渡辺利綱様です。

○渡辺委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 双葉町長 井戸川克隆様です。

○井戸川委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 浪江町長 馬場有様です。

○馬場委員 よろしくお願ひいたします。

○司会 葛尾村長 松本允秀様です。

- 松本委員 よろしくお願ひします。
- 司会 飯館村長代理総務課長 中井田榮様です。
- 中井田代理 中井田です。よろしくお願ひします。
- 司会 福島県市長会長代理事務局長 佐藤幸英様です。
- 佐藤代理 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県町村会長 佐藤正博様は本日欠席でございます。  
福島県消防長会長 高木信雄様です。
- 高木委員 よろしくお願ひします。
- 司会 双葉地方広域市町村圏組合消防本部消防長 西村栄一様です。
- 西村委員 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県警察本部 平井警察本部長です。
- 平井委員 平井です。よろしくお願ひします。
- 司会 福島県生活環境部 荒竹部長です。
- 荒竹委員 よろしくお願ひいたします。
- 司会 福島県保健福祉部 菅野部長です。
- 菅野委員 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県県北地方振興局長代理 阿部次長です。
- 阿部代理 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県県中地方振興局長代理 喜古次長です。
- 喜古代理 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県相双地方振興局 武局長です。
- 武委員 よろしくお願ひいたします。
- 司会 福島県いわき地方振興局 小林局長です。
- 小林委員 よろしくお願ひします。
- 司会 福島県災害対策課 小松課長です。
- 小松委員 よろしくお願ひします。
- 司会 以上でございます。

次に、本日の部会の公開及び傍聴上の留意点について御説明いたします。

傍聴者の皆様には、福島県防災会議原子力防災部会の公開及び傍聴上の留意点を配布しております。部会中においては静粛に傍聴されるようお願い申し上げます。また、携帯電話につきましては、マナーモードにするか、電源をお切りくださるようお願いいたします。

続きまして、議事に入ります前に会議資料について御説明いたします。会議資料は、資料1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の当面の見直しの進め方（案）、資料2-1 県地域防災計画（原子力災害対策編）の見直しの概要（案）、資料2-2 初動対応における課題と原子力災害対策編の見直し、資料3 原子力防災部会要綱の見直しについて、また、参考資料として1から3まで添付してございます。不足がありましたら、事務局まで申し出願ひします。

いかがでしょうか。

それでは、議事に移ります。

規定により、部会長により事前に代理者として指名を受けております荒竹生活環境部長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒竹委員、以下単に「議長」という。） 地域防災計画を担当しております生活環境部の荒竹と申します。どうぞよろしく願いいたします。本日は、学識経験者として新たに委員に就任していただきました皆様、どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。また、市町村からお忙しい中御出席いただきました皆様、ありがとうございます。本日は建設的な議論をよろしく願いいたしたいと思えます。

私のほうから、議事に入る前に全体像について概要を説明したいと思えます。

まず、地域防災計画でございますが、4つの種類がございます。1つめは一般災害対策編、2つめは震災対策編、3つめが事故対策編、4つめが原子力災害対策編です。本部会の所掌範囲、テリトリーは、この4つめの原子力災害対策編の見直しに当たって審議をするという内容になっております。一方で、一般災害対策編というのは、風水害、雪害、火山災害、震災対策編が地震、津波、事故対策編が海上災害であるとか、鉄道災害であるとか、危険物災害、石油コンビナートの爆発であるとか、そういったものについての対応を議論する計画として定めるというものでございます。

現在、私どもの地域防災計画の見直しということで、この震災対策編と原子力災害対策編を同時並行で見直し作業をやってございます。今日、皆様に御議論いただきたいのは、震災対策編と軌を一にしてやっております初動対応の部分の見直しということです。原子力災害対策編もこの震災対策編もどちらも初動対応という部分については、共通するところがございまして、その部分を今回見直しの俎上に挙げているということをご理解いただければと思えます。それから、進め方につきましても、したがって今回は初動対応の部分に限った見直しを行う。国の防災指針、これが年内にも出ると私たちは期待しているのですが、国の防災指針が出た後には、それを踏まえて年度内には第二弾の見直しを行ってきたいということでございます。この年度内の見直しというのが、まさに原子力災害固有の部分、いわゆる防護対策を講じるべき区域であるとか、ヨウ素剤の服用であるとか、そういったことについて具体的な指針が示されますので、それに伴ってこの計画を見直していくことになると考えております。その後はどういうことになるか、なかなか見込みがつきませんが、現在、私ども初動対応の見直しをするということでやっておりますが、震災対策編については、今までの様々な応急復旧の状況などを踏まえて、全体の見直しもしていかなければならないということになりますので、それに合わせる形で年度内に第二弾の見直しをして、その後にもまた第三弾の見直しが必要になってくる可能性があるということでございます。こうしたことを踏まえて、今回の御審議のほうに入っていただければと考えております。

それでは、審議事項2点挙げておりますけれども、1つめ、当面の計画の見直しの進め方につきましても、事務局から説明をお願いします。

○事務局 福島県生活環境部原子力安全対策課の小山でございます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、私のほうから当面の見直しの進め方ということで、福島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しの進め方につきまして、資料1に基づきまして、御説明させていただきますと思います。A4横長の資料でございます。この地域防災計画原子力災害対策編が正式な名称でございますが、以下の説明では適宜、原子力防災計画等々省略させていただきますことあるかと思しますので、御了承願います。

いままでの副知事、あるいは議長の挨拶にもございましたように、この間の東日本大震災は、地震と津波と原子力災害、複合災害として大規模で長期に及ぶ未曾有の災害のものとなり、現在でも福島第一原子力発電所の緊急事態は現在も継続中でございます。また、一方、昨年12月の国、事業者のステップ2終了宣言を受けて、避難区域の縮小、見直し等と進められているところでございます。また、今、ここまでの話にございましたように、一般の震災対応に際しまして、特に初動の対応に関して多くの課題が残されたということから、県としては、本年中を目途に地域防災計画の各対策編の見直し、原子力対策編の見直しを含めまして、進めているところでございます。ただいま一方、議長の話にございましたように、国において本年6月には既に災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法が改正されましたが、同時これまで様々な技術的事項の見直しも進められており、今後こういった、原子力規制委員会、あるいは原子力規制庁等の改革後の組織の発足後、指針の改正が予定されている状況にございます。このような状況を踏まえまして、当面2段階に分けまして、原子力防災計画の見直しを進めていくとした次第でございます。

まず、第1段階のステップ1といたしまして、年内に地域防災計画の震災対策編等と合わせまして初動対応を中心とした見直しを進めて参ります。ステップ1の初動対応を中心とした見直しの内容につきましては、後ほど改めて説明させていただきますが、この枠内にございますように、災害対応体制、情報連絡体制、住民の避難対策、物資の供給・調達の4つの各分野でまず改正を進めていきたいというふうに考えてございます。この内容につきましては、この部会で御議論いただきました上で、パブリックコメント等を行いまして、県民の皆さんからの御意見を踏まえて、11月にはまた改めてこの本部会で御議論いただき、さらには震災対策編等と合わせて年内に改正を進めたいという内容でございます。

次のステップ2の段階でございますが、これにつきましては、今後国から示されます防災指針など、あるいはこのステップ1で対応できていなかった部分等も含めまして、検討を行いまして、年度内を目途に見直しを図っていくというものでございます。

資料1の説明、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 当面の進め方として、現在、その初動対応の見直しの部分についての審議をいただく。最新指針等を踏まえて12月から1月にかけて、再び御審議をいただくということで、当面進めていきたいというお話しでございました。これらにつきまして、御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

○井戸川委員 双葉町長です。ただいま小山課長のほうから昨年12月16日の収束宣言を

受けてという話でございましたが、私は今年の3月7日に立地町として東電内に検査に入りました。そこで、東京電力の小森常務、高橋所長に収束について尋ねました。収束してません、という答えをいただいております。したがって、検査ができずに、収束の確認をできずに帰ってきました。なお、その時に1号機から3号機の内部状況を確認、どうなっているか発言を求めましたら、わかりません、という回答でした。したがって、今、小山課長が言いましたように、県として収束をどのように確認されたのかを、どのような手立て、あるいはどのような基準で、誰がそれを確認されたのか、お聞きしたいと思います。

**○事務局** 県としまして福島第一原子力発電所の現状につきまして、どのように、特に事故収束ということについて、どのように見ているかという御質問であったかと思っております。これにつきましては、私ども2つの観点から申し上げたいと思っております。

1つはまず、先ほど申し上げましたように、現在の原子力災害の対応という観点でございます。今申し上げましたように昨年の3月の11日に政府から発せられている原子力緊急事態、これは解除されておりません。原子力災害としては継続中であります。また、一方で国においては、安全上の大きなリスクが懸念されるということで昨年4月に当初20kmという警戒区域を設定いたしました。これにつきまして、先ほどもちょっと触れましたが、国の判断において、このリスクについて発電所での安全が確認されたという認識の下に、いろんな見直し、具体的な検討が開始されているというものでございます。

もう1点でございます。今、双葉町長からのお話にございましたように、使用済燃料が福島第一原子力発電所の中にごございます。使用済燃料あるいは原子炉内の溶融した燃料、そういったものの完全な取出しあるいは廃炉、こういった中長期的な、極めて長期的な対応という問題でございます。これにつきましては、中長期ロードマップのほうでは第一として4号機の使用済燃料の取出し、これは来年12月の開始を目途に、またさらに原子炉の中の損傷した燃料の取出し、こういったことについてはさらに10年後の開始を目途に、今現在、いろんな検討が進められている。また、原子炉の安定的な冷却の継続、あるいは仮設備の信頼性の向上、そういったものについても様々な取組みがなされているというところでございます。こういった燃料の取出しや廃棄物の処分、そういった事故の終末と言いますか、すべて完了する、事故の完全収束、こういうものについては極めて長時間の取組みにならざるを得ないというように考えてございます。県としてはその上で、先の事故収束のステップ2の宣言というものも長い取組みの1つ通過点という中での見解というふうに考えてございます。また、原子力防災、この長い間にも万が一にも周辺の地域に新たに再度大量の放射性物質を放出するような事態、そういうことに至ることはなんとしても避けなければなりませんし、また、原子力防災という観点からは、そうしたことも想定して備えておかなければならないということで、今回防災計画の早急な見直しということに着手したということで御理解いただければと思っております。

**○井戸川委員** 私の質問に対して答えておりません。県は何の基準をもって収束に判断されたのか、聞いたところでございます。明確にお答えをいただきたいと思っております。

○事務局 県としてどういう判断したか、ということでございますが、元よりこのステップ2の判断、そういった終了判断については、事業者が、あるいは国が定めた安定的な、明確な維持できているかとか、そういったものについての判断をもつての状態の下での判断しているわけでございます。私どもとしても、そういった国や事業者の取組み、あるいは原子炉の管理状態、そういったものについて報告、説明を受け、また、現地での確認、そういったことで事業者の取組みというものを判断してきたところでございます。

○井戸川委員 私は3月7日に入って、私が入って確認しました。そうしたら、東京電力から収束していません、という回答をもらってます。それは、記録を、私は残しながらやっていることでございます。したがって、福島県として今、我々県民が区域の見直しによって、20mSvがいいとか、悪いとか言われながら、収束もしていない状況の中で、帰されようとしている。まさにこの災害対策本部の重要な議題である。したがって、ここは1つ明確に県としてきちんと検査をされたのか、されていないのか、ここをお答えください。

○事務局 先ほども申し上げましたが、このステップ2の終了の判断、そういった判断基準を決めて、それを確実に確保されているかどうかということについては、国、事業者が判断しているというふうに私どもとしては思っております。

○井戸川委員 くどいようですが、私が入って、立地町の私が入って直に確認してきましたところ、東京電力から収束していません、という言葉聞いております。したがって、その収束については非常に重要な意味を持ちます、我々にとっては。私どもは、事故は継続中である。事故の収束は燃料棒が確実に処理され、そして廃炉がきちっとされて、放射能の危険から完全になくなった時点で終了であります。したがって、この収束という言葉は、非常に重い話が、重い意味があります。なぜかという、今、流量制限ができなくて、冷却水の水量が確保できなかった時間があります。このような警戒の中で、なぜ福島県が事故の収束を認められるのでしょうか。お答えください。

○事務局 すいません、舌足らずでございました。先ほど最初に申し上げましたように、この収束という言葉、私どもとしても2つの、双葉町長のお話しにございましたようにあろうかというふうに思っております。そこで、一般に事故の収束というときには、今、双葉町長さんがおっしゃられたように、また私が先ほど説明しましたように、こういった燃料の取り出しですとか、そういったものが完全に、あるいは廃棄物の処分ですとか、こういったものの始末、こういったものをきちんとしていく、それがまさに事故収束という意味では私どもも同じ考えでございます。そういう意味で、ステップ2の終了、あるいは事故収束といった昨年の宣言については、私どももそこに向けた一通過点ということでの認識を示させていただいたということでございます。

○井戸川委員 大変重要な時期ですから、大変時間をとらせて申し訳ありませんが、入口でちょっと整理しておかなければなりません。私は収束していないことを確認しています。したがって、今、ステップ2が完了という言葉がありましたけれども、ステップ2に完了はありません。完了ではありません。今、まさにそのステップ2を維持するために冷却水

が足りない、そういうということが言われているわけです。したがって、ステップ2の完了ということには到底至っていない。ここも整理していかなければなりません。なぜこれほど言うかと言うと、区域の見直しというのは、我々全く預かり知らないところで議論されて、今、町民がその区域の見直しによって賠償問題から何からさらにまた苦しめられようとしているのです。そんな時に簡単にステップ2の終了ということは、12月16日の総理発言を、私は受け入れるわけにはいかないのです。なぜかと言うと、3月7日に、完了していません、収束していません、という言葉、それから炉の内部の状況も未だわかりません、という言葉、これは素直な言葉だと、そんなふうを考えているわけです。じゃ、これをどうしてねじ曲げてしまうのか、そういう中で、継続中で非常に危険な問題。今、区域の見直しで、帰ってもいいよと言う者に対して、政府に対して、安全を発言してくれ、安全宣言を言ってくれ、今の状態が安全かどうかははっきり物申してくれ、と要求していますが、応えが未だにありません。したがって、福島県は、県民である我々に対してもきちんとした確認をして、明確な説明ができるようにしていただかないと困るわけでございます。お答えください。

○議長 私から認識というところをお答えさせていただきます。当然でございますが、双葉町長おっしゃるとおり、県民の不安、不信というものは未だに続いているという状況です。私どもとしては、政府のいわゆるステップ2の部分については、事故の完全収束に向けた通過点に過ぎないという認識をかねてから申し上げて参りました。ただ、そうした中でも県民の安全安心を最大限確保するという観点から、出来るところから計画の見直しをやっているというのが今の発想でございます。その部分については、双葉町長と全く想いは同じだと思いますので、是非、今回のこの概要についての御審議いただければと考えております。

○井戸川委員 今、そこまで部長がおっしゃられるのであれば、私は今、何を不信に思っているかと言うと、SPEEDIの公表を止めた、こういうことが、いわゆる今の事故収束発言とダブって聞こえてしまうのです。物凄い町民は直接被ばくをしてしまった。それに対するケアもされておられません。したがって、安易に事故収束という言葉が使われては困るのです。我々はどうすればいいのでしょうか。教えてください。

○議長 私どももステップ2については、先ほど繰り返しになりますが、事故の完全収束に向けた通過点であるという認識、これは町長と全く同じだと思っています。その上で、今後、SPEEDIのあり方、それから避難のあり方、ヨウ素剤の服用のあり方、こういったものについては、現在、国のほうで防災指針の検討がなされております。それを踏まえて、今後さらにどうあるべきか、計画の中に何を盛り込むべきかを検討して参りたいと考えております。

○井戸川委員 私の聞いていることにはほど遠い回答だと思います。もう一度申し上げます。信頼を得るために福島県は、事故の収束をまだしていないという認識ということで、よろしいでしょうか。

○議長 事故の完全収束に向けた通過点、未だ通過点であるという認識でございます。

○井戸川委員 わかりました。

○議長 そのほか、当面の進め方につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

○桜井委員 IからIVまで先ほど説明いただいた件について、異議あるわけではありませんけれども、井戸川町長がおっしゃったことと連動するとか、実際、昨年原発事故で避難を強いられている自治体があるし、我々もその自治体の1つなんですね。その避難をされている現状を捉えて、どういうふうにもまたこの項目立てしていくかということも必要なんじゃないのかなと思うんですよ。この計画だけであれば、今まで足りなかった部分を追加するという形になるかと思えますけれども、現状として、もう既に事故の結果としてここに避難をさせられている現状があるわけですね。ですので、そういう点も踏まえた見直しが必要なのかなというふうに思いますし、加えて我々もアンケート調査をやって何が一番帰還のときに問題になるかという、事故の収束がなされていないで、というのが結構多く意見としてあるのです。我々もそれに対して全くそのとおりだと思っています。ですので、この点について、今、井戸川町長から出された部分も含めてですけども、事故が今継続している中で、この見直し、計画があって、我々のところまで多分拡大されて、市町村が拡大されて今回の会議に至っていると思うんですけども、その部分も含めて、やっぱり今の現状として、今後被災している実態も合せて、ここに入れていくべきじゃないかなというふうに思いますね。

○事務局 先ほどから言葉足らずで申し訳ございません。まず、いろいろ現在の避難の、被災の状況から含めて計画の見直しということ、これは当然でございます。それで今現在、繰り返し申し上げますが、緊急事態継続中ございまして、そういう意味で事故が収束しているというわけでは決してございません。また、仮に緊急事態が終息しても大変な問題が残っている。その中で、今、ましてや原子力発電所の中だけの話でございまして、避難されている方々が、そういったことについては、これについては、また、別のステージでいろいろ御議論されている。原子力防災計画、予防と災害時の発生とその後の処置、復旧対策ということでございまして、大きくはこの3本の柱になるかと思えます。その中で、今おっしゃられたようなその復旧と今の現状についてどういうふうに取り組んでいくかことは重要な課題でございます。当面、今回盛り込みましたのは、今ある意味、日程が小康状態でございますが、その次に、改めて非常事態があるということを想定して、早急にいろいろ体制を立て直しをしておかなくてはならないということで、今回初動対応ということであったわけですが、当然、全体の、こういった避難の状況とか、被害の状況を踏まえて、復旧対策等の面でどうであるべきか、そういった問題は、当然重い課題でございますので、これについては2段階の中で、次の復旧対策の中で、いろいろ記載項目ございますので、そういったところまで、今現状の復旧の進め方の問題点、そういったところも含めて、防災計画の柱の予防、応急対策、復旧という全体を考えていかなければならないと思っております。今回はそのなかの真ん中の、予防と実際に災害発生時の応急という、そのところの2つの中心にまずある程度整理が出来ましたので、皆さんに御議論していただくという考えでございます。もちろん、3番目の復旧対策、これについても、いろいろ今後、現在の状況を踏ま

えまして、しっかり見直しを図っていかなければいけないと思っております。

○**桜井委員** 今、課長の話の中にもあったのですが、災害、再度発生してはならないのですけれども、今回も一番教訓になったのは、避難、情報の伝達の問題で、再度避難させられるような事態がまず起こりうる可能性も含めて、多分、副知事は、想定されないことを想定してやる、という話しだったと思うのですよね。であれば、避難計画的な、つまり避難先とか避難道路であるとか、これは初期対応です。そういうものを明確に未だされていないのではないのかなと思うのです。我々は既に南の道路はもう失っていますから、今の現状として。南相馬から南へ行く道路はないわけです、交通機関として。そういう際に起こったときには、どこにどういうふうに、どういう手順でということも具体的に議論していかないと計画にならないのではないかと思います。

○**事務局** すいません。今質問のほう若干食い違っておりました。まさにそのとおりでございます。今回そういった、実際の、今現状でのどのような避難経路ですとか、避難先をととか、そういうものをどのように確保して対応、それを準備していくのかということについては当然検討対象ということで、まずは、具体的には計画には現在そのような細かなものは書いてございませんが、まずは計画にやるということを明確に、計画上もはっきりさせて、早急にそういった今御指摘のような問題点についても取り組んでいかなければならないと考えてございます。

○**議長** ちょっと錯綜しているところがあって、大変申し訳ありません。桜井市長の問題意識、帰還に向けて住民の不安払拭のためにどういう計画を作っていくべきか、という問題意識だと思います。今回それで、今回の見直しの中である程度具体化できているのは、暫定的な重点地域を指定するという部分と、いわゆる暫定的な重点地域の中での広域避難が生じた場合、避難先をどう確保するか、そこについても計画の中には盛り込もうとしております。ただ、今具体的に、ここのエリアが避難指示区域になったら、ここに避難してください、この方面に避難してもらいます、というそこまでの細かいところは今計画には書き込みないですが、それはやりますということはしっかり位置付けていきたいと思っております。そのところは今後の議論ということで、引き続き御指導いただければと思っております。

ほかに、御意見、御質問等ございますでしょうか。ありがとうございました。

それでは審議事項の1点目、議論の進め方、見直しの進め方につきましては、当面このような形で、ステップ1とステップ2に分けて議論を進めていくということで、御了承いただいたということで進めて参りたいと思います。

なお、双葉町長から御指摘がありました県としての収束状況の確認の取組み、認識について、これを改めて、しっかり、はっきりさせる。あるいは今後しっかり確認していくということについては、取り組んで参りたいと考えております。あと、桜井市長から御指摘がありました、今避難されている住民がいるということも踏まえた計画の見直しが必要なのだという御指摘についても、ステップ1、ステップ2通じて、そこを留意しながら取り組んで参りたいと考えております。

それでは、審議事項の2つ目でございます。原子力災害対策編の見直しの概要について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは続きまして、見直しの概要につきまして、資料2-1及び資料2-2に基づきまして、今回の見直しの概要について御説明申し上げます。まず、A3横長の資料2-1地域防災計画原子力災害対策編の見直しの概要案を御覧ください。こちら今回のステップ1で初動対応を中心とした見直しを図る主な事項をお示してございますが、まず、この資料2-1の概要の説明の前に、皆様のお手元にお配りしてございます資料の全体の構成について説明させていただきたいと思っております。お手数ですが、後のほうにございます参考資料の2というもの、福島県地域防災計画の初動対応における課題と見直しの方向性取りまとめ表ということで、A3三つ折りで表が入っておるかと思っております。これを御覧になっていただきたいと思っております。この見直しの方向性取りまとめ表という参考資料2でございますが、こちらが平成23年12月から本年3月にかけて、県の各部局、全市町村等を含めまして防災関係180機関に対してアンケート調査を実施して、その結果から震災発生時の初動対応に係る問題点のあらゆる洗い出しを行い、それに対する見直しの方向性を取りまとめたものでございます。この取りまとめに基づきまして、現在、別途震災対策編の初動対応について計画の見直し作業が進められているところでございます。この取りまとめにおきましては、災害対応体制、情報連絡体制、住民の避難対策、物資の供給・調達の4つのテーマにそれぞれ分類され、それぞれ課題がハード面、運用面とそれぞれで抽出され、さらには見直しの方向性といったものが示されてございます。今回の原子力防災計画のほうの見直しにつきましても、基本的にはこの課題と見直しの方向性に沿って、まずは初動対応の部分の検討を行ったというものでございます。

次にもう1つ資料2-2、こちらをちょっと御覧になっていただきたいと思っております。初動対応における課題と原子力災害対策編の見直しというA3の資料でございます。全体で3頁ほどございます。数頁ございます。この資料が、今の、先ほど説明しました参考資料2に加えまして、さらには平成24年7月に公表されました国会事故調査委員会、あるいは政府事故調査検証委員会、そういったところの報告書において、県の災害対応について御指摘いただいた点などを初動対応の課題として、原子力災害固有の事項を含めまして、初動対応の課題として4つのテーマに別に整理したものでございます。それぞれ資料2-2では、各課題につきまして、各課題と見直しの方向性として示されたものにつきまして、原子力災害に係る、今回の災害対応に係る現状、現場の状況や課題、そういったものを簡単に整理させていただきまして、これが私どもの認識でございますが、その上で原子力災害対策編の見直しの方向性といったものを一番右側の欄に示してございます。この欄のなかで、今回、計画に反映させて改正しようというふうに考えているものが、黒丸の部分でございます。さらには、まだ全部対応ができていませんで、白丸で示しているものがステップ2の段階で今後反映させようとするものでございます。こういった資料2-2で整理しました検討結果を踏まえて、現在、原子力防災計画の修正素案というものを作成してございます。それがお手元のほうに

お配りしてございます、参考資料の1の修正素案でございます。今、現在、修正する部分等々は、カラーで示しているのが現状でございます。

恐縮ですが、資料2-1の、先ほどの地域防災計画の見直しの概要にお戻りいただければと思います。こちらがこの資料2-2あるいは素案の集約になってございます。まず、かいつまんで概要を説明させていただきます。本日は、この資料2-1に基づきまして、かいつまんで説明させていただきたいと思います。まず、頁の左側、ローマ数字のIの災害対応体制についてでございます。今回、従前のいわゆる原子力災害対策を重点的に実施すべき地域としての指定を暫定的に今回拡大いたします。具体的には、現行計画におきまして図に示してございますように、福島第一原子力発電所又は福島第二原子力発電所を中心いわゆるEPZとして半径10km圏内为重点地域とされてきたわけでございますが、これを図のようにいわき市を始めとする13市町村を暫定的に重点地域というふうに設定するというものでございます。拡大する理由でございますが、中に囲みで拡大の背景として示してございます。今回実際に、これらの13市町村におきまして、住民の避難、屋内退避等の面的な防護措置が講じられていること、また、この区域を原子力委員会が本年3月に示しました新しい区域設定の考え方で、緊急防護措置を準備する区域と称してございます、UPZと称してございますが、その範囲を概ね30kmというものを包含しているという、この2点を考慮いたしまして、今後国から事故炉における事故想定、あるいは防護区域の考え方が示されるまでの当面の間の設定という意味で暫定的な設定としております。

次に災害対応体制の2でございますが、この暫定的に設定する重点地域を設定したことに基づきまして、市町村防災計画での原子力災害への備えということで、何点か改定を進めさせていただきたいということでございます。まずは、この13市町村につきましては、原子力防災計画を策定すべき市町村として、さらにはそれ以外の市町村におきましても住民への情報伝達、避難者等の受入れなど、それぞれの原子力防災に関する事項をそれぞれの市町村の防災計画の中に規定していただくこととなります。また、現行計画で東京電力が各原子力発電所の防災業務計画というものがございまして、それを修正する際に県が意見を聴く市町村というものも合わせて拡大して、事業者が直接協議いたします立地町と合わせまして、県のほうが意見を聴く範囲をこの13市町村というふうにいたします。続きまして、次の頁の、違いました、失礼いたしました。この頁の右上の複合災害への備えというところでございます。まず今般のような複合災害への対応強化として、県の災害対策本部事務局に原子力班を設置しまして、プラントの状況把握、モニタリング機能、こういったものを一括して行う、一元化して行う班を設置いたします。また、この原子力班は、震災、津波などの自然災害においても、つまり、原子力災害が発生しない時点においても同班を設置するものとして他の震災対策編等でも規定するというふうな形になります。さらに2番目といたしまして、今回、現地本部につきまして、県の現地対策本部につきましては、県の災害対策本部が代行するというような規定を追加いたしまして、本部ですべての対応が可能な体制を構築することといたしました。これまでの原子力災害対応体制は、具体的な対応につきましては、オフサイト

センターあるいは現地災害対策本部で行うというふうな設定としてきましたことから、実際に災害対策本部で実務的な機能を担うための準備が進んでおりませんでした。こういったところを強化しようとするものでございます。

続いて、ローマ数字のⅡの情報連絡体制についてでございます。この暫定的に設定する重点地域の拡大を踏まえまして通報連絡先も拡大いたします。事業者から原子力災害対策特別措置法に基づきまして、直接通報する市町村を従来の6町から13市町村及びその地域内の防災関係機関に拡大いたします。さらには事業者からの通報を受け、県から通報する機関といたしましては、県内の全市町村及び全地方振興局というふうに通報連絡先を拡大いたします。また、情報連絡体制のハード面の強化でございますが、通報連絡、回線の多重化、衛星携帯電話の整備などを推進といった規定を盛り込みます。また、2番目といたしましては、回線途絶といった状態が発生した場合に、事業者から市町村への、東京電力から市町村への連絡員の派遣といった仕組みも規定するというようにいたします。

続いてローマ数字Ⅲの住民避難対策についてでございます。こちらにつきましては、現時点では、この通報連絡等の強化、暫定重点地域としました地点での広域避難について、現時点で追加、拡充を図るというものでございます。通報連絡等の媒体としまして、いろいろ緊急速報メール、インターネットメディアの活用、こういったものを推進する。また、暫定的な重点地域としました地域の避難につきましては、県として、先ほどお話しにございましたが、避難先、あるいは避難経路などを含む広域避難計画の策定、あるいは県外避難が必要となった場合の調整を具体的に策定していく旨を規定して、鋭意、これらの対応、準備を進めるというものでございます。

次にローマ数字Ⅳの物資の供給・調達でございます。今回のような複合災害の備えとして、いろいろモニタリングセンター等々におきまして、必要物品、燃料、消耗品の備蓄を拡充すること、あるいは災害時応援協定を地域防災計画に位置付けまして定期訓練を実施するなど、物資の供給、調達体制の強化を図る旨を規定いたします。

以上が今回の原子力防災計画の見直しの概要でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 今説明がございました。まず資料の2-1、資料2-2を御覧いただいて内容について御意見をいただければと考えております。概要を申し上げますと、いわゆる市町村や消防等の防災関係機関への聞き取り調査、アンケート調査などの結果、出てきた大きな課題が4点ありましたというのがまず出発点です。この4点が災害対応体制に対する課題、情報連絡体制に関する課題、住民の避難対策に関する課題、物資の供給や調達に関する課題、この4点が初動対応に関する課題、問題点として浮き彫りにされてきたものだと。これをベースに原子力固有の問題として、まず当面見直さなければいけない部分はどこなのかというのを今回洗い出したのが、この資料の2-1であるということでございます。これを念頭においたうえで、御意見、御質問等あればよろしくお願ひしたいと思います。

○馬場委員 浪江町長です。この見直しの通報連絡等の強化の件ですけれどもね。これ私ど

も連絡が全然なかったということでこういうような惨状が芽生えたんですけれども。私は東電が入った通報協定について、三者協定、県も入りましたけれども。私は、この中に無線の利用をしながらも必要じゃないかというような話をしたんですけれども、無線、入ってないね。これ携帯電話等を持ってくると言いますけれどもね、あの当時は、連絡網そのものが全然ないわけですから。ですから例えば無線を配備していれば、何らかの措置になったんですよ。だから私は、先日、三者協定の改訂の中で無線を配備すべきだと言ったんですけども、これ書いてないね。それから、事業者が連絡員を派遣するなんては、とんでもない話ですからね、これは。事業者は派遣できなかつたんだ。逆にちょっと申し上げたいけれども、逃げたんですよ、逆に事業者は。我々町民を捨てて。ですから事業者が連絡員として派遣するなんてのは、これは非常に難しい問題だと。現実的でない。今までの教訓を生かしていない、そういうことだと思います。その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

○事務局 ただいまの通報連絡に係る強化についての無線に触れるということ。さらには事業者からの派遣というのが実際にできていなかったのではないかと。できるのか、というような話であったかと思います。1点目でございますけれども、これは確かに私どももこの防災計画の見直しに先立ちまして、13市町村の皆様と事業者と県が立ち会いまして、事業者と13市町村の皆様の間で通報連絡協定、こういったものを締結された際に、外部さんからも御提案いただいて、それについては通報協定のほうで記載してございますので、そういった点も合わせて、

○馬場委員 12市町村全部じゃないでしょ。

○事務局 それは書いていない、失礼しました。御要望があったというようなことで、通報協定の際に承ってございましたけれども、実際に全部そういった無線まで書き込んだ形にはなってございませんでした。

○馬場委員 言い出しには書いたんですか。後の市町村には書いてないでしょ。

○事務局 そういう御要望もございましたけれども、協定の中には正式に入ってございませんでした。失礼いたしました。それで、通報連絡の強化ということで、これは手段の例示ということでございますが、具体的にもっといろんな手段、あるいは今、馬場町長さんがお話の無線、そういったものについてもですね、含めて協定のほうで上げつつ、オール体制の強化ということは考えていかないといけないと思っておりますので、それについては検討させていただきたいと思っております。あと、事業者の携帯電話を携帯した連絡員の派遣につきましては、私勘違いしておりました。これにつきまして、通報協定のほうでこういった情報、盛り込んだ協定を締結したということでございまして、これを併せて原子力防災計画のほうでも、連動した形で、この情報を追加したということでございます。これ実際に今まではそういう規定はございませんでしたので、これをいわば義務化したということでございますので、これを実施できないということになりますと、計画上規定されたことができなかったということになります。強い義務化を課したというふうに考えてございます。

○馬場委員 教訓を生かしていただくように、もう一度検証をお願いしたいというふうに思

います。それで重要なことはね、小山課長ね。その通報連絡の関係で、それが全然通報ができなかった。そういう状況の中で、いわゆるSPEED Iですよ。SPEED Iの非公開、不作為があったためにね、仮にですよ、今言っている30 km 同心円に避難させたとしてもだよ。SPEED Iのものを駆使できなければ、全く無駄な徒労に終わる避難になるわけですよ。それを広域避難においてですね、どういうふうにそれを生かしてくかということ。それはやっぱり初動体制ですよ、初期体制ですよ、これどうするんですか。SPEED Iの扱いをどうするんですか。

○事務局 SPEED Iの取扱いにつきましてでございますが、今回SPEED Iの予測結果、そういったものについて、まずオフサイトセンターではどういうふうに対応していくかについては元々あったわけでございますが、これを県の災害対策本部では、そのデータをどう活用するか、どう対応するかといった点を明瞭に規定していないということで、いろいろと御迷惑をお掛けしたということでございます。こうしたことが背景となって、SPEED I試算結果の不適切な取扱いの問題が生じたと考えてございます。このため、防災計画におきましても、現地本部の代行規定を本部として置くということで、オフサイトセンターが機能しない場合でも、県本部としてこういったSPEED Iの対応をできるようにするというところでございます。さらにSPEED Iのデータの災害対策本部内での運用、こういったことにつきまして、既に県のマニュアルを定め、対応しているところでございます。元より、関係市町村、防災関係ということで、元より6町、そういったところですね、情報共有化が大変大事でございます。それゆえその中に当然こういったSPEED Iの予測結果、そういったものも入ってくるものと思っております。今回は残念ながらオフサイトセンターの中でも、SPEED Iの情報については共有化されていなかったというような問題もございまして。そういった今御指摘のものも含めまして、いろいろ情報、大きくモニタリング情報、今お話がございましたSPEED Iの予測結果、そういったものの情報の共有化については、これは肝に銘じてしっかり関係市町村、県、国との間で情報共有化が図れるようにしていきたいと、またその旨を強く計画の中でも書き込んでいきたいと考えてございます。

○馬場委員 ちょっとわかんないですね、今のお答えでは。この見直しの概要について、住民の避難対策、その連絡等の強化、広域避難、初期対応についてですね、いわゆるオフサイトセンターから出る情報というのは、大変重要だと思うんです。今回のようにオフサイトセンターがまったく機能できなかった状況、これもやっぱり教訓なんですよ。ですから事業者なり、あるいは国のほうのちゃんとSPEED Iの予測が出てたわけですよ。シミュレーションが出てたんです。それを県のほうにもいってたでしょ。県のほうにもSPEED Iの結果は出ているんですよ。それを全然情報網に使わなくて、我々が要らぬ被ばくをしたわけですよ。これは初期対応ですよ、あくまでも。こんな基本的なところの情報を出さなかったらね、我々要らぬこういう形になっちゃうんです、被害者になっちゃうんですよ。ですから、この初期対応の中にどういうふうにそういう情報ツールを入れていくか、それを今までの教訓としてどうしていくのか、だからこれださなきゃだめですよ、概要。どうですか。

○事務局 今回の作成いたしました資料の概要の中では、そういった点は特に書き出しはしてございませんが、当然こういった問題もございましたので、今回の初動対応の中の改正素案の中には、そういった情報共有化、そういった問題も含めまして、今のSPEEDIの問題も含めまして、記載するという方向で素案を作成しております。

○馬場委員 ですからね、お宅の作った資料の中に政府事故調、国会事故調の提言提案というものを入れているでしょ。その政府の事故調でなんて言われているんですか。これ書いてないでしょ。私見たら、見た範囲では書いてないと思うんですけども、SPEEDIを活用すべきだったと書いてるんですよ、政府事故調は。なんでそれこちらに掲載しないんですか。だめですよやっぱり。これ初期対応の問題ですからね。議長、取り扱ってください。

○議長 今、馬場町長からの御意見。1つは、無線などを含む連絡手段の多様化、それから連絡員が来ない場合の対応、しっかり情報が伝達できるような体制を確保すべきだという御意見。これ誠に重い御意見でございます。ちょっとしっかりと工夫をしたいと考えております。それから2点目、SPEEDIの取扱い、特に情報共有の点はもちろんですけども、その後の部分。SPEEDIの拡散予測結果を避難指示や避難対策にどう生かすかという点。これはしっかり続けるべきだという御意見だと思います。ここは町長御指摘のようにですね、国会事故調と政府事故調の見解が完全に分かれてしまっていると、私たち認識しています。そういう意味から言ってもどのように生かすのかというのは、やはり、国の防護指針がどのような形で位置付けられるのかと、国の防災指針がどのように位置付けられるのかというのを踏まえる必要があると考えております。ただ、しかしながら、そうはいつでも現段階で、我々として、今どういう工夫ができるのかと、ステップ1の段階でどういう工夫ができるのかということは、当然検討していかなくてはいけないと思いますので、しっかり今の御意見を受け止めて検討させていただきたいと考えております。

○馬場委員 議長、ちょっと今重要な発言ですよ。国会の事故調と政府事故調の見解が違う。実質ですよ、アメリカ軍がモニタリングしたでしょ。それだって後から出てきているわけですよ。文科省がおかしな状況で公開しなかった。これは明らかね、アメリカはですよ、最初に50km避難をだした、これで危ないから80kmってだしたんですよ。それはモニタリングをしたから出したのであって、それはね、議長ね、国会の事故調と政府事故調の見解が違うからって、これは問題ですよ。あなた取り纏める立場にあるんでしょうけれども、資格がないんじゃないか。そういう見解述べていいんですか。

○議長 町長の御意見、整理しますと、情報共有の在り方。これについて拡散予測結果の情報共有の在り方についての問題。あと拡散予測結果をどのような形で避難指示や避難区域の設定に反映させていくかということ。この2点があると思います。これらについて、しっかり国の動向を見極めながら検討していく必要があると、私自身考えております。

○馬場委員 あの議長ね、拡散予測とか、シミュレーションとってますけれどもね、実際文部科学省は、12日、13日にかけて私どもの浪江地区のある地区をモニタリングしているんですよ。そのとおりになったんです、シミュレーションとおりになったんです。それは

ね、ちょっとおかしんじゃないですか。それは言及していただきたくないですよ、そのいわゆる国会の事故調と政府の事故調の見解が違うという、あなたにそれは言われたくない。ただそういう状況のなかで、我々はSPEED Iというものを重視しながら、今後ですよ。今後こういう事故あってはならないですけども、やっぱり今後そういうようなものの教訓を生かしながら、やっぱりそれをきちんと有効活用するというのが、私どもの安全安心をつくるために必要だというツールだと思いますよ。だからあなたそういうこと言っちゃだめですよ。以上です。

○議長 重く受けとめます。

○事務局 すいません。ちょっと補足させていただきたいと思います。今の馬場町長さんからの発言でございますが、概要の中で簡単にまとめた中でちょっと抜け落ちてございますが、当然こういったところについての問題点への御指摘がございますので、今回のデータがどういふ、あるいはSPEED Iの予測結果が住民避難の対策として有効であったかどうかということについては、若干の異論はあるかと思いますが、私どもとしましては、例えば今回提示しています参考資料の1として示しています、修正素案の中では、例えば、55頁には、速やかな住民避難のための準備、あえてここを修正いたしまして、SPEED I等の情報を考慮して対策を、検討を開始するという旨をはっきり明記させていただいたところでございます。こういった点について、私ども資料作成の際に若干そういった点についても、このテーマの中に抜け落ちている点がございましたので、申し訳ございません。当然こういった点も含めまして、今後国とのSPEED Iの活用の議論を踏まえまして、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○井戸川委員 せっかくの見直しですのでね。何点か指摘をさせていただきます。経験上です。いわゆる何のために見直すのかということとはもう一回おさらいをしないとイケないと思います。一つはですね、この30 kmの同心円ということが、どうしてこういうふうになったのか私は疑問でなりません。だったらば、田村市さんも川俣町さんもなんら関係ないわけですよ。したがってこういうものは、風向きとか事故の大きさ、放射能の濃度によって左右されるんだという、そういう判断がなければ、この10 km、20 kmに丸を書かれてしまうんですよ。この10 km、20 kmの丸をどうして書いたかっていうことを、原子力安全委員会の職員から聞いたらば、菅総理が議論している暇はない、俺が決める、とって10 km、20 km決めたそうです。しかし、このことがですね、今、大きな障害となって私どもには降りかかってきているんですよ。こういうような決定状況をまさに反省しないと、なんの見直しにもつながらない。アメリカ側は80 km以上避難しなさいとっているわけですよ。日本は20 km以上、30 km未満はどうかのうっていつてますけれども。実際は飯舘さんはえらい迷惑でしょ、そのために。これだから、全然反省されていないじゃないですか。例えば4号炉に運良く、今回、壁が壊れて水が回ったために4号炉の燃料プールに水が回って大惨事にならなかったと言われてます。そのことも記入されていないと駄目です。4号炉になんかあったならば、東京都も含めて全部、東日本全部駄目になる話だった

んですよ。それ盛り込まれていますか。もう一つは、我々は、ずっと、114号線から288の避難用道路の確保を県にずっと求めてきました。何遍も何遍も、私どもの町長それぞれが要求してきましたけれども、残念ながら大渋滞で、8時に出たものが夕方4時頃川俣町さんにたどり着いたんです。それも燃料がない、途中で子供たちが車外に出て放射能を浴びている、ああいう現状がここに反映されているのでしょうか。今回の事故から学んでいることがあまりにもなさすぎる。あまりにも事務的で、もしこれが全部福島県でこういうことを考えているとすれば、我々のことを把握していないということがここに如実に現れている。避難道路、今道路は壊れています。じゃあ中間的な見直しするんならば、この避難って本当にできるんだろうかと、こういう計画立てて。そういうところもあります。それから被ばく者対策。これは口酸っぱくして私言ってますが、被ばく者対策について放置されたままです。全然対応しようとしてません。こういう状態でどうすればいいんですか。避難して窮屈な所で住んでてストレスになるというよりは、避難しないでニコニコ笑っていればいいと、そういうこともありますね。だから放射能はニコニコ笑っていると怖くない、とここに書いていただかないと困るんですよ。そういう学者もいますから。避難するとストレスで早死にするんだとか、病気になるとか言われています。これはまさしく大きな問題です。避難のさせ方、避難した住ませ方がいかに劣悪だかと。あの戦争の時の収容所、あれよりもひどい状況だと言われています、今の仮設住宅の状況は。そこがここに入ってこなければなりません。なぜストレスがたまって、病気になるかということは、避難したために。その避難のさせ方、生活のさせ方そのものが悪いんですよ。我々は強制的に避難を頼まれたんですね、避難をしてくださいと。しかし今は地域の皆さんから出ていけと言われてるんですよ。これもまた、この防災対策に入れていただかないと。どこに行けばいいんですかこれ以上。毎日毎日頭下げて小さくなって本当につらい思いをして、町民も我々も毎日送っているんですよ。この先どこに行くかわからない、どうすればいいのかわからない。これも入れていただきたい。いろいろですね、あると思います。それから2-2の②、事業者は、と書いてありますが、事業者っていっぱいあるんですね、誰を言うんですかね。これは具体的に名前を入れたいと思いません。今、放射能、除染の特措法の中に、事業者はということで、関係事業者という文言になっていて東京電力の名前は消えてしまいました。しかも除染に対しては国民の責務という言葉が盛り込まれました。いつの間にか国民には責任が課せられました。とんでもない状況になっていることもぜひここに入れていただかないと反省したことにならない、見直したことになると思います。お答えできるところはお答えください。

○事務局 それではまず、最初の30 kmを含むということの重点地域のお話でございませう。これは馬場町長が今おっしゃられたような、今回ですね、30 kmの経緯、そういったものについては、そういったことあるかと思いますが、今回、私どもとしては、あくまで、説明とかにありましたように、暫定的に設定するというので、然らば、今後福島第一の事故炉でどのような事故があって、どのように想定して、どのような考えがあるのか、そういった具体的などころ、そういったものについては、復興指針のほうでも国にそういったこと

を含めました事故の想定と、事故炉を前提とした動きや考え方、そういったものを示すように求めてございますので、そういったものが示されるということまでの、暫定としてこれを決めているところでございます。また、いろいろこういった初動対応だけで、見直しが十分でないということについては重々承知してございます。それは先ほども申しあげましたが、予防、応急、さらには復旧対策、それぞれの中で取り纏め、現在書き込まれているもので到底対応できないということで昨年の3月以降、それぞれ現状に則して県としても復旧対策に対応してきたところでございますが、その部分についても今後、今の、ただいまのような御意見も十分に踏まえまして、復旧対策についても見直しについて進めさせていただきたいと思っております。

○井戸川委員 今、私の質問に対して、この見直し概要案を直すのか直さないのか、もう一回お答えください。

○事務局 この資料2-1は、今回の見直しということに限定させていただきたい。その上で今後、原子力災害対策編、今、井戸川町長さんがおっしゃられましたような復旧、あるいはその過程を含めましてどのように取り組んでいくのかということについては、今後引き続き検討を進めるというようなことでございますので、概要ということでは、そういったものを明確にしておきたいと考えてございます。

○井戸川委員 そうすると、この資料のまま議論を進めるということに理解してよろしんですか。

○議長 今、井戸川町長からの御指摘、主に3点。この概要版のローマ数字のⅠの1の暫定的な重点地域の設定の在り方、このままでいくのかと。それから資料のⅢの2避難対策のところ、避難経路の確保、避難のさせ方、避難後の安定的な生活の確保。こういうところまで書き込むのかという御指摘。それから資料、ローマ数字のⅡの2の②、事業者について具体的に言及するのかという御指摘だったかと思えます。一点目の暫定的な重点地域については、これは今事故を起こしてしまった原子力発電所で今後何かあった場合に、どういう防護措置をとるべきかという議論は国の防災指針で今議論しているところなんです。我々としてもそれを踏まえなければなかなかこうだと言い切れないうところがございます。なのでまず暫定的にこれで、まずはこれでやるべきではないかと。なにもやらないよりはこれでしっかり位置付けるべきではないかと、そういう発想でございます。したがって、今回の見直しではなかなかこれを越えてさらに別の区域設定というのは難しいのではないかと考えております。それから2つめの避難経路の在り方とか、避難後の生活の在り方、これについても、あくまでも避難後の安定的な生活の確保ということになってしまうと、それはもう復旧対策のほうに入ってしまう。なかなかその部分を書き込むのは難しいのではないかと考えております。それから3つめの事業者を明確化すべきだと。これについてはまさにおっしゃるとおりですので、工夫ができるのではないかと考えております。

○井戸川委員 今の部長のお答えの中で、避難のさせ方ということで私言及しています。避難後のこれからの話ではなくて、避難の時に仮設住宅でいいのかどうかということで、そこ

に入った人が今いろんな意味で健康障害を起きている、老化が進んでいる、やる気がない、いろんな意味ででてきています。それはまさに避難時にそれは用意すべきであって、対策として盛り込むべきだということで、反省の下に、我々は経験の基に申し上げているわけですから、またさらに同じような仮設に入れるということは愚かな行為だということをはっきりと申し上げておきます。それから国がうんぬんといいましたけれども、私は自分の経験の基に話しています。国の方たちは私のように直接被ばくしているのでしょうか。そして被ばくされたまま放置されているのでしょうか、その人たちは。住民もまた被ばくさせてしまったんですが、そういう声っていうのは聞かなくていいんですか、県は。そうした場合には、濃度、風向き、そういったものを考えたときにこの30 km圏というのは危ういなど。これでまた固めてしまうと、事故から全然学んでないじゃないですか。飯舘さんも、これで済むんだったら飯舘さんは、避難しなくていいわけですから。伊達市さんだって福島だって、どこだってみんな違うじゃないですか。またその風向きによって、その降雨、降雪によって変わっちゃったわけですから。なぜそこが国のいうことを聞かなければならないんですか。現場から物を言うことも大事じゃないですか。

○事務局 すいません。先ほど、事業者についてのところについてお答えするのを忘れました。また、今のことでございますが、お話のありますとおり何らかの決め方ですね、避難先の生活の、あるいはそういったものについては、今現在、まさにおっしゃるとおりでございますが、ここの初動対応の中にどのように書くかということについては、限界もあろうかと思えます。そこについては御理解いただければと思います。また、あくまで今回は、この区域については、当面暫定的に設定するという考え方でございます。そして、それは、しかも従来は、重点地域以外については全く原子力災害というものをほとんど考慮しない、それ以外に影響が及ぶというようなことを考慮しないというふうな、ある意味そのようなことをとられても仕方がない計画の書き方でございました。今回は重点的に対応するというところでございまして、全県的にいろんな意味での原子力災害に備える、対応するというところで、とりあえず暫定的にということで書かせていただいております。これは、重ねて申し上げます。

○井戸川委員 部長。今の発言は、由々しき発言だと私は思っております。限界がある、我々限界の中で住まされているんですか。そう理解していいんですか。県は今、限界と言いましたけど、限界の中で毎日住まわせられているんですか。あきらめられているんですか、どうしようもないんですか。誰が原因者ですか。誰が避難指示を出したんですか。あとこれは暫定だ、暫定だと言っても、じゃあこれで事故が起きたときにはまかなえるんですか。またSPEED Iのようにされるんですか、我々は。今、見直したから、私は議論しているんです。これでやりたかったら、どうぞ県でやってください。経験から基づいて今しゃべっているんですよ。限界があるって言われましたので、我々は限界集落、放棄された人間であると理解します。

○議長 今、暫定的な重点地域の設定についての御意見です。我々もなかなかここを設定していいか、どこを設定していいか悩んだ中で、今暫定的にはこれしかないだろうということ

で、この案を示させていただいております。ただ、井戸川町長おっしゃるように、川俣さん、飯舘さん、伊達市さんの扱いどうするのかと、そこが外れるのではないかというお話、などについては確かに暫定的なところからは外れてしまうということになります。その扱いを再度、再び検討するべきだということでございますので、そこはしっかり私どもも、さらに中で検討させていただいて、位置付けなどについて議論してみたいと考えております。

**○古川委員** この暫定的な見直しの中ですけれども、基本的には先ほどの事故収束のお話もございましたけれども、廃炉を目指して脱原発を、廃炉を目指しているんですね、全部、福島県は。これは再稼働があることを前提として、この災害対策をやるのかですね、ただ、今はまだ収束はしていないと、いろいろと問題も指摘されながら、まだまだオンサイトの解決していないものがたくさんあるわけですから、そのなかでも再びまた大爆発が起きるということを想定して作るのかですね。国会事故調なり政府事故調からいろいろ指摘されていますけれども、それを受けて福島県として、まず、この災害対策の見直しをして、当面对応していくんだということなのかですね。その辺ちょっと川俣町もいろいろ話題ありますように、30 km 圏外ではありますけれども、風向きの関係等で、今回避難という立場に立ったわけではありますが、今回の見直しで川俣も含めた暫定13市町村が入るわけではありますが、そんなことで川俣がどうして、これ入っているのかは今聞いたことでありますけれども、町長なんだ、発電所を県でやるからまた作ったのか、のというような質問をされるかと思うんですよね。その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**○事務局** 発電所の稼働、再稼働、そういったことを前提としての計画なのかということかと思えます。これにつきましては当然、現在の状態、原子炉が廃炉ということを前提として考えてございます。従いまして、今後、暫定的に設定する重点地域、今、今後、技術的な面も含めまして検討するというところでございますが、使用済燃料がですね、発電所の中にある、あるいは事故を起こした原子炉の中に熔融燃料が取り出せない状態で発電所の中にある。そういったところが、それは使用済燃料があるということとか、他も同じでございます。運転を前提としておりません。こういった使用済燃料あるいは熔融した燃料が取り出せない、今の状態のままである限りにおいては、原子力災害対策というのが必要だというような認識でこの計画を変更しようとするものでございます。運転を前提としてはおりません。したがって、今後暫定がはずれるといった場合にもですね、当然、事故炉における事故想定とか、防護区域に示される考え方、そういったものに基づいて設定されるわけでございます。しかも全ての対策、対応が時間軸、こういった場合にはどのくらいの時間的な問題があるのかなのか、そういったことを含めましての防災計画になろうかと思っておりますので、それは全く稼働ということは前提としておりません。

**○古川委員** そうしますと、先ほどからいっているように、事故は収束していないという立場に立って、福島県もこれやっていると、明確なんですよ。収束の仮定案とかいろいろじゃなくて、終わってないんだと。まだ終わってないということで理解して、我々そう思っているんですけれども。みんな県も市町村も同じ立場だというようなことでやっているんだと

というようなことで理解してよろしいのでしょうか。

○議長 町長おっしゃるとおりで、まさに完全収束に向けた通過点であるという認識の下で計画をつくっております。さらに付け加えさせていただけば、現在事故を起こしてしまった第一原子力発電所で再び大規模な地震や津波があった場合に、どういう周囲への影響があるのかということについては、しっかり影響評価をしていただかないと困りますということは強く申し入れております。今、国がやろうとしているのは正常に稼働している原発が東日本大震災並みの地震、津波が起きたときに、どういう影響がある。だから30 km、50 km設定するという議論していますけれども、本県の場合は全く事情が違って、事故を起こした原発で更に余震津波があった場合にどういう影響があるのかと。オリジナルのものをつくってもらわなければ、本県の防災を考える上で役に立たないということを強く申し入れておりますので、その部分も国の検討結果も見極めながら、さらにこの計画をブラッシュアップしていければと考えております。今それができていないものですからこういう形で案を示させていただいている、暫定的な重点区域という形で案を示させていただいているということについては、まずもって御理解いただければと考えております。町長がおっしゃることはもっともですので、しっかり踏まえてさらに検討を進めていきたいと思っております。

○古川委員 はい、わかりました。そうしますとですね、今のそれぞれの市町村も全く避難して地元に戻れないところもあるわけですね、我々一部ですけれども。そんな中で考えますと、これから戻るといふことでのいろんな対応、対策をとられているわけでありましてけれども、今避難している先での、先ほど話ありましたけれども、仮設の住宅の問題なり、借上げの住宅の問題なり、現在の避難している所における生活全体を踏まえたですね、その対応、対策をというものをこの見直しの中では触れていかないと、私はまずいんじゃないかと思えます。仮設住宅が2年という中ですがけれども、2年でなんて戻れないものも入ってきているわけですから、その中で今のままであそこに置くのかということも今もうすでにだされているわけですね。区域の見直し等が言われて、私の町、川俣でもやりますけれども、その中で話しをしていますと、いつまでここに置くんだと、置かれるだと。また、借上げやアパートなんかでもいろんな孤立している問題等もあって、そういったフォローは一生懸命やっているんでありますけれども、現実的にそういうことが私たちに出されておりますので、住環境はとてもひどくなってきていると思っております。そういったことを考えますと、この見直しの中では、今のような避難対策から、いろいろ御審議ありますけれども、避難して、現在に避難していることについての対応、対策もですね、プラスしてやっぱりやっていく、私は必要があるんじゃないかと思えますので、その辺の見直しの中でそういったことも触れるべきでないかというふうに思っております。その辺はどうなのでしょう。

○事務局 当然、先ほど申し上げましたように、防災計画全体の中ではですね、今回の事態をしっかり受け止めて、計画とかなんかを策定するわけでございますので、災害対策の復旧を含めまして規定するわけでございますので、トータルの地域防災計画の見直しの中では、御指摘のような問題点も含めてどういうふうに取り組むのかということの規定する方向で

考えておりますが、そういったことも当然必要だと考えてございます。失礼しました。ただ、繰り返し申しますが、初動対応の中でですね、その見直しの中で示される、見直しということの中では、ここも含めてですね、そこまでちょっと現在整理できておりませんが、これについては必要だと思っておりますので、トータルの見直しの中で対応させていただきたいというふうに考えてございます。

○古川委員 初動体制だからという話であります、考え方おありだと思っております。その初動体制の中、いろいろありますけれども、この放射能ですね、原発事故の恐ろしさというものは、現場にいる皆さんが一番わかっていると思いますし、いろんな人が、今16万人が避難していると言われておりますけれども、あの当時はもっともっと避難していたと。そういった立場にある人自身もですね、避難したんじゃないかと、私見ているんですよ。ですから機能しなかったんじゃないかと、いろんな面ですよ。そういったことについての反省はどのようになされているのかね。医者がまた戻っていくとか、いろいろありますけれども、当時どんどん出たと思うんです、ですから動けなかったことも私はあるんじゃないかと。そういったことが、このところには出ていない。ですから初動体制というのは人材だと思うんですけれども、人。そういったものについてしっかりと計画の中にも入れて、もちろん安全確保はしないと動けませんから、それは大事なことでありますけれども、そう言ったって、バンと出てですよ、どうするっていった時に、いろんな情報が入って、もうさっさと逃げるぞというようなことだって起きるんですね。今回起きていますから。我々分かんないでいろいろやってましたけれども、後のテレビ観て原発事故だって思ったくらいですが。ですから、見てますと、やっぱりですね、私の考え違いかどうかわかりませんが、川俣にもあの日赤のでかいマークをつけた医療団が来ました、たくさん他県からですよ、来ました。双葉さん、川俣小体育館に、子供さんからいろんな方がいるわけですから。私は医療小屋なんかしたら、そこに行ってくれて言って回った。ところが2日くらいやって、そのうちいなくなりました。医療所満杯ですから、皆さん来てます。ですからああいった時に、なるほど日赤はそういうことやったんだと思ったんですが。初めてこんなこと言いますが、思い出してきますと、3日いたかな、ですが双葉さんも1週間ですからね。本当につらい思いしてこられた。泣きましたけれども。みんな赤ちゃんから年寄り、体の悪い人たくさんいるわけですよ。工面して、町内の医療機関に搬送したりしてましたけれども、ああいう時の緊急体制が、来たんだ、ああよかったなと思っていても、災害対策本部でいろいろ話してきたらその、いなくなっているという言葉があれですけども、別な例えば宮城のほうとか、津波発生のほうに行くんだと行かれたわけですね。ですから、本当にこの原子力の災害というのは、起きているところではなくて、大変な混乱を生じるというわけであったわけでありますから、そういったことを十分今回の初動体制の中にも、そういう医療やなんかも含めた、避難の中に当然つくわけでありますから、見直しの中にはやっぱり入れるべきだと思っておりますので、十分含めて見直しの中を検討していただければと思います。

○事務局 いろんな防災対応を担う人材、災害に対する組織、そういったことも含めて入れ

ることも検討していかななくてはいけない、あるいは考えていかななくてはいけないということでございます。もっとも御指摘のとおりでございます、私どもも、これで大丈夫ということではなくて、さらにもっといろんな面での対応が必要だという提言がありました。そういったところも忌憚のない御意見をいただきまして、またそれを一からできるだけ、まずこの中で対応、反映させていただきたいという考えでございます。

**○遠藤委員（川内村長）** 3つほどお願いと質問させていただきます。1つはですね、初動体制の中で重要な役割を果たすべきであったオフサイトセンターがまるっきり機能しなかったということですね。これについては、やはり、検証も含めてその在り方について、議論してほしいと思います。例えば、5km圏内にあったわけですが、これが本当に適切であったかどうか、あるいはその代替として、もう少し遠い所にあった方がよかったのかどうか、さらには県庁のほうにオフサイトセンターが移動しましたが、これについての検証はどうなのかということだと思います。やはり、その拠点をきちっと明確にしておく、あるいは機能を果せるような存在にしておくことというのは重要でないでしょうか。

2つ目です。通報連絡体制の強化の中で、やはり電源喪失も十分想定されたし、現実起こった訳です。非常にそういう面では、アナログの方法もきちんと確保しておくという方法は必要ではないでしょうか。

3つ目です。物質の供給・調達ですが、なかなか想定していなかったということが1つの理由になるかもしれませんが、一局に集中しすぎたという部分もあるんだと思います。例えば、支援物資が1か所のその避難所に集中しすぎて、その処理すら問題になったということもありますので、こういったところをどうしていくのか、そういう、その集中しないような対策も十分検討してほしいというふうに思っています。

**○事務局** まず、オフサイトセンターの在り方、今後の在り方を含めての検討でございます。考え方でございますが、今回の初動対応の見直しの中に必要なオフサイトセンターの見直しをやっていくということについて記載がございません。記載がございませんというか、今後やっていくというようなことで、例えば、資料2-2にちょっと簡単でございますが、オフサイトセンターの今の問題点があったと、1頁に書いてございます。これを踏まえまして、先般8月31日でございますが、オフサイトセンターの在り方についての基本的な考え方について、国の方で訂正がなされております。これに基づきまして、今後、オフサイトセンターについてのガイドライン、そういったものが示されます。そういったことも踏まえましてオフサイトセンターの部分につきましては、今後、そういったガイドライン、指針を踏まえまして検討していきたいというふうに考えてございます。また、通報連絡を出す際に、電源喪失ということでアナログの部分も必要だったのではないかというふうなことでございます。本当に、原始的なホットラインですとか、そういったもの、あるいはそういったいろんな、場合によっては、近場と言いますか、近地では、そういったホットライン、電源を必要としないようなホットライン、そういったものの整備、そういったものも欠かせないものというふうに考えてございます。また、支援物資の話でこの一極に集中したこと、あるい

はそういった実際の集配等について、実態として問題があったのではないかというふうなことにつきましては、いろんな反省点の中で、考慮させていただきたいと思っております。

○**松本委員（葛尾村長）** 私も議論の一番最初に思ったのは、先ほど、川俣の町長さん、遠藤村長から出ました、稼働を前提としたものなのか、今のプラントの安定の、収束の通過点の中での、そういった一番最初にあってしかるべきだったという話もありました。そしてまた、今回のこの計画の見直しなんですけども、今もってこの安全に対する基準が曖昧で、避難の $2.0\ \mu\text{Sv}$ 、年間 $20\ \text{mSv}$ 、空間時間線量で $3.8$ 、そういうことなんですけども、そういった部分が、今度の計画、例えば原子力防災計画の見直しというのであれば、避難するにしたら、何にしたってそういった基準があつてのことだと思ふんです。いくらならば安全なのか、避難しなければならないのか、でも、国も今もってそういった点については、 $0$ から $20\ \text{mSv}$ 、避難の基準。我々もそういう中で、例えば、村長としての判断の一つの基準として、何が安全なのか、どうなれば避難しなければならないのか、という基準は、このままずっと議論していても、それぞれの首長の判断でとか、そういうものであったら、全然、その判断はどこで判断していいのかわからない。今も、私は、帰るにしたって一つの基準が必要だと思ふんですけれども、国はそれに対しては全然言及しない。それは、それぞれの判断でという曖昧なまま、ずっともう一年半来ているわけですね。そういった点、今日、県立医大のまさしく教授も来ているようなんですけども、国が出さないなら、県として、そういったある程度の基準をです、示せというほうも無理だと言われてますから言えないんだと思ふんですけれども、こういった避難、ましてや原子力災害に対する避難というのであれば何の基準もなく、大体、危ないと思うから、じゃ避難しましょうか、そういったことでは住民もついてきませんし、納得しません。そういうものがあって、今は全部、線量計各自持っておきますからいいんですけれども、今回の避難なんていうのは、そういった、私のとこなんか、モニタリングもモニターも無かったし、何をどうすればいいのかっていったって、周辺が、あそこが逃げた、ここも逃げた、あそこが原発に勤めてて、原発の状態がこうだ、東電の職員逃げていますよ、危ないから逃げましょ、なんてことで避難した程度であつて、県から何もそういうものがなかったし、もちろんその中で既にもう情報もなく、我々確認しようがない中で、本当にどういう判断していいかわからない中での避難。勝手に避難したんだからちょっとその後の対応については、その指示に従って避難したんじゃないか、そこでできませんよ、なんて県の方から言われましたけども。そういうような問題で、そういった最初の、一番最初の基準とか判断基準というものが無い中で、ここにやっつて、じゃ何を判断に避難するんだと言えればいいのか、本当に困ると思ふんですけれども。難しい判断だとは思ふんですけれども、国がやらないとずっと言うのであれば、県としてもその点については、ある程度の知見を得た中での指示があつてしかるべきだと私は思ふんですけれども。その辺についてはどんなふう考えているんでしょうか。

○**事務局** 今回の事故に際しましては、実際に避難の、あるいはいろんな指標、あるいは屋内退避、そういった際の線量、そういったものは、防災計画の中で、国の防災指針の中で示

されていたわけですが、最初、当初その指針に沿った数値で予想評価を行って、その上で避難区域を定めるというふうな形ではなくて、実際。さらには、この原子力災害の中で、長期間屋内退避ですとか、あるいは避難、いろんなそういった事を考慮していないというふうなことで、途中である意味、規則から兼ねて基準を持ち出してきた。また、国としてしっかり ICRP の基準を、勧告をどのように取り入れるかという途中で、またこういった問題が出てきたということで、大変な混乱が生じたということでございます。私どももそれで、県としてそういった安全基準を定めるというわけには参りませんが、今回、現在までのところ、国の方においていろいろ議論している中では、そういった事故時には、そういった予測評価無しに避難とかそういった対応を徹底する地域と、さらには予測をある程度推定した上での対応をとるというふうな、2段階になってやられるというふうな進め方で今、議論されています。考え方がまとめられつつあります。そういった専門家が議論の上で定められた基準、そういったものを踏まえて今後、防災計画の中にもしっかりとその基準なり、そういったものを書き込んでいけるようにしたいと思っておりますが、現時点ではまず具体的に現在の指標とか、基準とかそういったものを示せていない状況でございます。今回の防災計画の修正では、そういった基準を示せていない状況でございます。今後、国の指針と、そういった専門家の意見、そういったものを踏まえて、こういった所の指標とかそういったものについても県の計画の中でございますので、書き込んでいきたいと考えてございます。

○松本委員（葛尾村長）　　そういう、遑って、そんなこと言うことはおかしいんですけども、当時は、私の所は、屋内退避でした。テレビで見ていると、枝野さんがそうであっても、避難を促してください。そういった話だったですよ。そういう指示ってあのかかなと思うんですよ、屋内退避って指示しておきながら、しかし、なるべく避難を促してください、そういう対応が。その枝野さんの話を聞いたら、促してくださいというのであれば、避難しても非難されることはなかったのかなと、判断はしましたけれども、私はあの言葉が来るまでは、本当に不安で、勝手に逃げたいんだから勝手にしなさいと言われるのかと思ってはいたんですよ。でも、屋内退避のまま避難しちゃったから、どうなるのかと思ってずっとその枝野さんの避難を促してくださいというその言葉があるまでは、本当に村民に対してどう説明していいのか分かんなかったですよ。ただその中で、内部の避難、今もって帰還困難地域であるわけですが、だからそういうその指示の中で曖昧なものを作っておくとそういうケースがまた生まれるんじゃないかと思うんです。せつかく作っても。何を基準に避難すればいいのか、その辺を求める方も無理だっというのかもしりませんが、でももうそろそろその避難から一年半もして、その辺はもう知見として、まあチェルノブイリ法が正しいのであれば、ああいった形できちんとすべきだし、やっぱり何かの基準というの、やっぱりできてしかるべきだと思うんですよ。それで今をもって、それに対する安全安心の基準が全然ないもんですから、帰る、帰らないの判断もまちまちで、本当に避難している我々は混乱しているんですよ。帰らない人から、帰る人から、私はどうでもいいからおまへは帰れって。今、私らはその辺がはっきりしない中で、3. 1 1 前に戻すんなら帰るけども、というよう

な。もうゼロ以下の問題で、ゼロから20の問題ではないでしょ。3.11に戻してくれんのかい、村長。それだったらいいよというような、そういう問題で。これからの問題であって、そういう部分ではさうとう勝手にそれは自己判断しなさい。その後、どういうふうに国はあるいは県は、その生活支援をみてるのかというふうにまったくない中ですから、我々、今、本当に区域の見直していろいろ懇談会やってますけど、出るのはその問題です、まちまちですよ。だからそこを一つの判断基準としてね、私はあれですけども、だいたい時間線量で1 $\mu$ Sv、年間5ミリ、これはもう安全ですよとか、なにか言ってもらえればいいんですけども。まあそれは無理には言えないとは思いますが、何かそういった基準があって我々が住民に対してきちんと説明できるような、そういうものがないまま、どこまでいっても、私は帰らない、私は帰る、そういった繰り返しだと思います。以上です。

○議長 ありがとうございます。発災当初、屋内退避区域に指定されていたのに自主避難を促されたという部分について、明確な根拠もなく、そういう状況になったということについては、私どももまったく同感です。そもそも10km圏、20km圏に避難指示が拡大されたことについても、根拠の説明がなかったというのが私どももそうだし、市町村さん側もちろんそうです。屋内退避が設定された時にも、根拠の説明がないんですね。その部分をしっかりこういう理由でこういう設定をしたんだ、というところを含めて、今後の教訓としてですね、そういうのはしっかり説明をする必要があるということは、まさにおっしゃるとおりでございますので、そのあたりも国に申し入れるべきは申し入れるし、県の計画の中で工夫できるところは工夫するというところで、取り組んで参りたいと思います。ありがとうございました。

○桜井委員 先ほど、古川さんのほうから出た考え方が共有されているということで一番安心はしたんですけども、その中で避難をさせるとか、情報を伝達するか、この避難計画というか、防災計画を作る最大の目的は、命をどうやって守っていくかということだと思えますよ。その際に馬場町長からも出たようにSPEED Iの問題にしても、例えば、発災時にどれだけの放射線量がそこにあるのかを誰が測定するのかという問題があって、それも測定されないまま避難だけが誘導されて、多くの人命が失われたということもあるわけですよ。一方で、私が指摘をしたいのは20km、30kmという線引きされたことによって、中核的な医療地域であった南相馬市はゼロに追い込まれちゃったんですよ。医療崩壊に追い込まれた。したがって、これは、命の危険をさらに増大させたんですよ。それは物資の問題であったり、線引きされたことによって、様々外からの支援体制が無くなってしまったり、の問題があるんですけども、実態として医療のほうで崩壊するということが起きたわけです。医者もいなくなるし、看護スタッフもいなくなるわけですよ。そういう事を想定しているのかどうかということと、あと、問題は命を守るということからすれば、備えをどうしておくのか、つまり物資も含めた備えをどうしておくのかという問題と、あと何日間そこで留まった方が安全であるのか、つまり、留まれるだけの期間を、建物も含めてですよ、線量が少ないところに留まった方が危険は少ないわけですので、浪江のほうで津島に避難させられた、南相馬

の一部も津島に行きましたけれども、そういうところに一山越えればいいという問題では全くなくて、放射線管理、放射線測定というのがあって、どこが一番とりあえず初動体制としては安全な場所なのか、その為に先ほど松本村長からも出たように、どれだけの基準のところであれば避難をしなくてもいいのか。また、どれだけの線量のもは線量の低いところまで即避難をしなくちゃいけないのか、そういうものもしっかりと、この中にしっかりと書き込んでおかないと、今、再度そういう事が想定されるとすれば必要なんじゃないかと思います。

○事務局 まず、今回の対応ということで、まず最初に放射線の情報がですね、住民の方にきちんと緊急時モニタリングを行って、あるいは避難先でどういった、どのような放射線量になっているのか、そういった事も含めてしっかりした対応がなかなか早急にとれていなかったという大変な問題がございます。そこについて、いろいろと、例えば、資料2-2等々でもいろいろ、資料2-1のモニタリング体制が最初、環境放射線テレメータシステム、あるいはそういったものが機能しなかった、そういった問題が等々ございます。また、発電所周辺のそういったことで放射能レベルの上昇を把握出来ず、情報を適切に伝えることができなかったということでございますので、その辺については、今後どのようにするのか、モニタリング対象、避難所あるいは病院等の施設、そういったことも含めて、きちんと初動対応ということで、モニタリング出来ていくための体制をまずは構築していくということが重要だということについて、この頁に例えば、原子力災害対策編の見直しの方向性ということで示してございますが、こういったところについても早急に準備をしていかなくてはならないというふうに考えてございます。

また、緊急時避難準備区域、今回の取った措置の中で、緊急時避難準備区域とか、そういったものについての問題点とか、そういったものについては、いろいろと今、御指摘がございましたが、そういったところも実際の対応にあたっては、きちんと考慮しなくてはならない。また、計画の中で今後どのようにどういったところを書き込めるかということについても検討していきたいと考えてございます

○桜井委員 質問では全くありませんけど、課長にお願いしたいのは、今それぞれの村長、町長さん達から出てる問題について、現場の感覚であったんですよ。それを基礎に盛り込んで欲しいわけですね。そうしないと、検討する、検討する、そういうことではなくて、一体になって、県と現場と一体になってどうしていくのかが問題なので、そこをしっかりと踏まえて対応すべきではないかと思うんですね。具体例を挙げたのは、例えば、医療機関の問題であるとか、前、原発事故が起きたとすれば旧原町市立病院、今の南相馬総合病院は対応する病院であったんですよ。その協定を結んでいるんです。ところが全然機能しなくなった、どちらもですね。例えば、基幹病院をどこに置いて、そこはどうしても県もそこを支援していくとか、そういうこともしっかりと書いておかないとですね、同じ事が起きた場合に、また多くの命が失われていくし、我々のところで災害関連死も315名も出ているわけですので、そういう一人でも命を失なわせないという視点が必要なのではないかなという意味で、我々の出た意見を踏まえて書き込むように努力してもらいたいなあとと思います。

○遠藤委員（富岡町長） 今回の原子力災害でまず初動対応が一番肝要だったんですよね。今でも防災訓練を毎年やっていましたが、我々のこの間の本部、あるいは県の指示までは約30分から約40分、この空白が非常に多くの大事な時間であった。それは今まで指摘したんですが、今回は全くオフサイトセンターが全く機能しない。それでまさに3月11日から3月の16日までは川内まで含めてですね、陸の孤島で、もう自分の判断で、もういろいろ指示してきました。そこでちょっとね、オフサイトセンターが全然機能しなかったという問題ですが、これについては、今後のこの対策ですね、いろいろな面で、この免震棟的な、そういう安全を確保しながら、そういう基地類が機能する万全の体制、あるいは外部電源、非常用の電源を複数確保するとかね、そういうのも大事だと思いますね。それと、それぞれの庁舎に非常用の電源で、ある程度の数時間にわたっては機能したんですが、これについても万全のシステムを作るというか、そういうものも必要であろうと思います。それからもう一つは、このような大規模な災害の時、複合災害についてはですね、避難の、広域的な避難のルート、これもある程度、決める人が決めておくべきだと私は思うんですよね。そういう中で避難道路の整備というものもこれ欠かせないはずですよ。これもですね、初動対応には絶対、これ連動しますのでね、これも是非組み入れていただきたいなど、こういうふうに思います。それから、とにかく職員の有事に対する休日とかですね、夜間とか、そういった時の一つの瞬時の対応という問題も大事なことでありまして、こういうことも初期対応に当然、システム化していかなきゃならないと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 オフサイトセンターが全く今回については、初期にですね、こういういろいろ対応できなかった。それについていろいろと今、お話がございましたように、まず3月11日の初期に地震で商用電源が停電になった時に、非常用電源がうまく作動できずに、夜半まで実際には対応できなかった。これが初動の躓き<sup>つまず</sup>でございました。こういった点については、今回、国のほうも、オフサイトセンターの在り方についてのいろいろ検討の中でも議論されてございまして、そういった内容にどのように対応をしていくべきか、いろいろ考え方が示されてございますので、そういったところについても今後引き続き、初動対応できるような、こういった今回示されました考え方を、国の考え方に基きまして、しっかり整備等々についていきたいとの考えでございまして。

また、この避難道路の問題等々がございました。これにつきましては、今回の震災以前からいろいろと原子力防災地域の避難道路の問題、いろいろと一部の皆さんから御指摘をいただいて、避難道路としてもあるんだから、しっかりこう整備をしていかななくてはいけないという声もあったわけですので、そういった今回も踏まえまして、しっかり私どものサイドでもこういったことについても全力を尽くしていかなければいけないのではないかと考えてございます。

あと、モニターにつきましても、先ほどのお話しにもあり、繰り返しになりますが、避難された方々にきっちりとした放射線情報をしっかりどう測って、どういうふうにちゃんと伝えていくかということについては、今後計画の中に書き込むだけではなくて、具体的にそれ

を展開出来る能力、そういった体制、そういったものを構築していきたいと考えてございます。そういう点で、今回も、実際に夜間でございますとか、休日そういったときにいったいどんな対応がとれるのか、そういった点も含めまして訓練、そういった夜間、休日だからといって、決して手薄になることがないようにしっかりと体制をどう構築していくかということについても計画のうえでもきっちりと考えていくということについても考慮していく考えてございます。

○**大津留委員** 福島県立医大の大津留と申します。今、本当に貴重な市町村長さんの御意見を伺って、提案なんですけども。この資料2-1のところでは情報連絡体制1とありますけれども、やはり、いろんな情報、SPEEDIも含めて、その情報を地域、地域の市町村がどう覚知して、どう判断していくというのが非常に今回上手くいかなかったというのが皆さん、お困りになられたところだと思うので、その情報を市町村レベルでいかに把握して、それを処理するかということをも必置項目、初動時の対応のためにどういうふうに準備しておくかということを入れていただいたらいいんじゃないかというふうに思いました。

2点目ですけれども、やはり先ほどから御意見が出ているんですけども、住民の避難対策の中で災害弱者の方とか、あるいは病院、あるいは保育所そういう方たちに対する視点を③として1つ入れていただければいいのでは。3の住民避難の中の2の中の③として入れていただければいいんじゃないかと思えます。

それから3点目です。最後ですけれども、物資の普及だけでは、もしこういう大災害を想定されているのなら困難なことがあるので、人的な支援の供給、調達というのを加えていただいて、③にして、人的支援に対する対策というものをに入れていただくということで、その3つをちょっと御提案したいなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○**事務局** 今回の初動対応の見直しの概要ということの中で、まだまだいろんな課題があるのに入っていない点があるかとございますが、今回の話を受けまして、また、今、委員のお話にもございました福祉施設、あるいは避難時の、災害時の弱者対策、災害要援護者対策あるいは物資の支給、そういったところの人的な支援についての確保、そういった問題について、実際、今回の地域防災計画の初動対応の課題の見直しの方向性のとりまとめ、そういったところでも、そういったいろんな意見も出てはございますので、そういったことについても取り組むという方向性をできるだけ示していきたいと考えてございます。どうもありがとうございました。

○**渡辺委員（大熊町長）** 先ほどから皆さんいろいろと言ってますけれど、確かに現場を預かる者としては、切実な問題だと思っています。私の所もですね、本当に1号機から4号機まで位置する一番近い所在町ですから、その中で一番欲しかったというのは、正確な情報を迅速に伝えてくれるということだと思うんですよ。ところが、残念ながら事故発生当時からずっと一番欲しい情報が全然伝わってこない。これは国もそうですし、県のほうでもそうですし、東京電力もそうなんです。その時ですね、やはり先ほどから出てますけれども、どれだけの線量でどれだけ安全なんだというような問題がありますけども。それは、情報連

絡網をきちんと整備するというのは当然大事なんです、それ以前にやっぱり専門家とか科学者がきっちりした情報を、これだったら今の時点でこれっていう、そういう安全な基準と言いますか、数字をきっちり伝えてくれるスタッフをとにかく確立してもらいたい。今もそうです。その後ひきずってきていますから。いくら数値が国で言っても、学者が言っても、全然信用がない。ですから、帰還するにも、復興するにしても何を信用すれば良いのかということがありますけれども。ですからそういう形で福島県から国に任せておけないなら、福島県がきちんとですね、そういう原発の、これだけの立地町ですから。今後の事も含めて、科学者、専門家の皆さんの知恵を出してもらってですね、福島県はこういう基準ですよ。やはりもっと以前からあればよかったなとそんな事を思っています。

それから、やっぱりヨウ素剤という問題もこれからあるかと思うんですけど。最終的には町村が判断するという事になっていますけども、その町村が判断するにしても、判断材料がそれぞれの町村に委ねると言っても、これ無理ですから。その時にですね、やっぱり迅速に対応できるだけのスタッフといいますかね、そういう人材をきちんと確保して、正確な情報をきちんと伝えてですね、県民が安心できる体制というのは、これからも大事だなと、そんなふうに思っていますので、是非よろしく願いいたします。

あと今、先ほどもですね、同心円で括った、いわゆる災害対応区域ですか、これも何回も指摘されているようにですね、風向とか、四季とかで全然変わってきますから、また同じような体制です、とって画一的に作ったというなら指摘されますので、もう少しですね、現場の声を聞いて柔軟に。今度の災害を生かして、もし万一あった時には、こういう状態です、ともっと見直しを図って。今、いろいろ避難道路とか何か出ていますが、これは、実際、我々が体験した貴重な経験ですから、それらをきちんと素直に、この問題をこういうふうに解決しますという形で応えてもらって、十分生かした中で今後活用するという形にしてもらいたいなと思っています。いちいち、理屈でこうです、ではなくて、現実、これだけ被災して、いろんな体験していますから、それらの声というものを反映させるような形での見直しを是非お願いしたいと思います。

○**松本委員（楢葉町長）** 私からは1点だけ。先ほどから情報関係で御質問があったようですが、異常時においては、情報あるいは通報等については、素早く迅速に自治体に知らせる義務があるということで、いわゆる県と事業者と立地町が取り交わしている原子力安全協定、これがあつたはずですが、その中にはですね、情報だけではなくて、そういった災害に対して、事故も含めると思うんですが、立ち入りをしなければいけないというところもあつたはずですが。それは責めるわけではないのですが、この協定をですね、この防災計画にどのように反映させていくのか、それちょっと確認したいと思います。

○**事務局** 安全協定を防災計画の中にどのように反映させるのかということでございます。確かに災害の発生防止、そういったものについてですね、あるいは事業者の安全取組み、そういったもの、防災体制がしっかり事業者は準備できているのかとどうか、そういったものについては、この防災の計画あるいは法律の中でも、事業者から出された防災業務計画につ

いて、事業者に立入調査、そういったものができるように、こちらの計画、あるいは原子力災害対策特別措置法の中でも講じられておりますので、そういった面についてはこちらの方を活用する。さらには今のお話ございました、実際、そういった事故を起こさないように、今後、安全に廃炉措置等を進められますように安全協定を改めて活用していくということになろうかと思えます。その関係については、もうちょっと整理を私どもの中で、両方で、こちらの防災計画の中でも、そういった立入り規定がございますので、その両方をどういうふうに上手く使っていかということについて検討させていただきたいと思えます。ただ、この防災の計画のほうの実際上立入りというのは、確か、実績がなかったわけですので、こういった点については、確かに安全協定上の立入りだけでございましたので、この防災上の立入り、そういったものについても活用してしっかり確認をしていく必要が出るとの考えでございます。

○**松本委員（檜葉町長）** 私、言いたいのは、この原子力安全協定そのものが今時点では、多分に成立してこないのかなというふうに思えますので、まずそれを整理をしてから、防災計画に当たるべきなのかなと思っているのですけど。項目別に全然もう成立しませんよね、あの協定自体はね。お分かりになりますよね。ですから、そこをまず整理をして、防災計画に反映すべきであると思うんですけど、その辺をもう一度。

○**事務局** 御指摘のとおりでございます。これまでの、今の安全協定ではですね、現在、今後事故を起こした原子炉の廃炉措置に向けた取組みの安全をどういうふうに確認していくかということについて、それにふさわしいような協定というふうになってございません。それで、7月には、まずは、その安全協定の中の通報の条項、通報連絡する要綱を見直しまして、現状に即したものに修正いたしました。今後その安全協定の枠組それ自体についての考えも早急に整理が必要だというふうに認識しておりまして、こちらについても本来、御指摘のとおりもっと早く安全協定についての見直し、そういったことについても取り組むべきであったかと思えますが、申し訳ございません。こちらについては、また改めて、早急ですね、考え方、関係市町村の方といろいろ連携、協議をしまして、こちらの見直し、今後どういうふうに位置付けていくのか、申し訳ございませんが、並行して進めさせていただきたいというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○**山田委員** とりあえず確認です。この資料は、この見直ししながら再度、新しいものがでてくるんですよ。これで終わりじゃないですよ、この資料はね。今言った各市町村長から出たもの、意見を統一して、整合性をとって、ここにまた入れてくるということいいんですよ。

○**事務局** そういうことでございます。先ほどの進め方の中でもございましたように。

○**山田委員** わかりました。それとあと1つ。我々、11日午後、携帯も固定電話も何も、テレビが非常用の電気があったんで、テレビ1つが見れたということなんです、現実。だから、携帯も何も、通信も、ここで携帯を持たせるとなるとかってあるけど、通じないものを持たせてもしょうがないのかなと。だったら、何をこれから考えておかないとならない

のかなど。それは、私は、個人的な考えだけど、とにかく、もう、光でもなんでももう液状化になってる、駄目。それから電柱は、倒れちゃった。そういうふうな何にも通じないとなった場合には、政府と話をして、衛星を使ってボタンを押せば、どここの町はこんなような状態になっているとか、そういうものができるように、今後政府とやりとりをして、各町村に、特にこの原発のある、福島県だけじゃなくて、原発であれば、それはやっぱり考えておかなくちやいけないじゃないかと。特にさっき富岡の町長から話出ましたが、免震棟みたいなもの、どんな地震があっても、ここは潰れないんだと、こういう衛星でくれば、必ず連絡は取れんですよ。そういうものをここに組み入れていただかないと、こうやって文言出しても、私、文言は誰でも書けると思ってんですよ。その具体的なものをちゃんと出して、してあれしないと、私は進むことができないのかなと思いますんで、よく政府と相談しながら。

そして、あともう一つ。先ほどから菅直人が丸を決めたと言っていましたよね。これは確認しておいてください、菅直人に。どうやって、この丸を決めたんだと。それを地方からあがって来ましたからと。政府に言って、お遍路やっている菅直人にちゃんと説明聞いておいてください。政府だから怖くて聞けないような状態では駄目ですからね。確認しておいてください。以上です。

○事務局 まず非常時の連絡、現在、停電時、あるいは地上回線が使用できなくなった、そういう場合についての、今回、衛星携帯電話だけがあって、例えばオフサイトセンターとかも繋がったわけですが、そういったものについても各関係市町村に配備を進めているところがございます。またそのほか、よりもっとどういう強化が必要かということについては検討させていただきたいと思います。また、最後の問題については、改めて政府に確認したいと考えてございます。

○議長 はい、ありがとうございます。そのほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

先ほどの見直しの進め方の方にもございますが、今回、本日いただいた御意見を踏まえまして、再度部会を開催するという機会がございます。ここで、また、今日、御指摘いただいた事項などについて、また反映状況などについて御報告させていただくというのを経たうえで、ステップ1について確定させていくというプロセスになって参りますので、引き続き御審議をよろしくお願ひしたいと考えております。

あの、様々な御意見いただいたんで、少し私の方でまとめをさせていただきたいと思ひます。

この資料の2-1のローマ数字のIからIVまで、この項目に沿って出た御意見、あるいは整理しなければいけない論点、10以上の論点が出てきたかと思うんですが、まとめさせていただきたいと思ひます。

まず、ローマ数字のIの1、重点地域の設定に関する論点、御意見でございます。1つめは、やはり、設定の根拠を明らかにすべきだということで、設定に当たって、現在、計画的避難区域などに指定されていた川俣町さん、飯舘村さんなどの扱いをどうするのかというこ

と、ここをしっかりと説明すべきだというお話だったかと思います。それから、渡辺町長からもございましたが、このいわゆる重点区域の設定と、これを踏まえた避難指示区域の設定、これは違いますので、その避難指示区域の設定にあたっては柔軟に対応すべきだと、今回の教訓も踏まえて、避難区域の設定に当たっては柔軟に対応しなければならないという御意見があったかと思うんですが、これも重要な視点でございます。それから3点目としては、富岡の遠藤町長からございましたが、初動対応をしっかりとやっていくという、職員の人材育成が必要だと、その点についてもしっかりと反映させていくべきだという御意見だったかと思います。

それからローマ数字のⅠの3の方になりますが、桜井市長の方から、緊急時モニタリングをしっかりと迅速にやる体制を整えて、速やかに結果を公表していくべきだと。これも全くそのとおり。今回の教訓を踏まえれば、この情報が一番足りなかったということでございますので、そこをしっかりと対応していきたいと思っております。

それが大きくローマ数字のⅠのどこだったかと思っております。

次、ローマ数字のⅡの方でございます。情報連絡体制です。こちらは、様々な御意見をいただきましたが、まずローマ数字のⅡで、全体的に安全に関する情報が足りなかった、不足していた。この安全に関する避難、避難基準を命じたりとか、安全に関する情報についてしっかりと説明できる専門家や科学者の配置だとかそういうことを考えていかなければいけないという御指摘がございました。

それからローマ数字のⅡの2の方で、連絡手段の多様化であるとか、派遣員を送れない場合の連絡の徹底、ここをしっかりとできるように、何があっても出来るように体制を整えておくべきだという御指摘。それから、ここでは2の②ですけども、事業者について具体的に明示すべきだという御指摘。それから、広野町長さんからもありましたが、携帯以外にもしっかりと手段を確保しておく必要があるといった御指摘だったかと思っております。

それからローマ数字のⅢの方です。ここは浪江の町長さんからも御指摘ございました、SPEEDIの拡散予測結果についての取扱いをどのように位置付けるのかという御指摘。それから双葉の町長さんから御指摘ありました、避難経路とか避難先の確保について、どのように整理をしていくかという御指摘。それから古川町長、桜井市長などからもございました、現在避難されている住民が未だにいらっしゃるということを踏まえた計画作りが必要だという御指摘。特に桜井市長さんからは、避難エリアを設定するに当たって、地域の中核医療機関、基幹的な医療機関、そこにあるかないか、所在地を踏まえた避難への設定が必要だという御指摘がございました。

それからローマ数字のⅣの関係です。こちらは川内村長さんからございましたが、生活物資等の集中の回避をする。1か所に物資が集まってしまうということがないように、集中を回避して円滑に配布するということもしっかりと検討していくべきだという御指摘があったかと思っております。

以上、ローマ数字のⅠからⅣについての問題点の指摘がございました。

それ以外としても、やはり、オフサイトセンターの機能不全になったので、この在り方をしっかり、これは今、国がやっていることではあるんですが、県としても問題点の認識をしっかりとって、申し上げるをするなり、なんなりしていく必要があるということでございますんで、これはしっかり我々もやって参りたいと考えております。

以上のような主な論点、様々出されておりますので、これらについて、我々としてステップ1で書き込めるものなのか、ステップ2の方で国の防災指針を踏まえて書き込んでいくべきものなのか、あるいは震災対策編の方で書いていくべきものなのか、原子力災害対策編の方で書いていくべきものなのか、こうしたことの整理を行いながら、次回また部会で御説明をさせていただきたいと考えております。

ということで大変長くなりましたけれども、このような形でまず整理をさせていただいて手続きを進めてまいりたいと考えております。それでは、そのような形で進めることとしてよろしいでしょうか。

○**桜井委員** この見直しをする理由として、古川町長から出されたように、もう福島県はすべて廃炉に向かっていく、その途中において起こり得る事態を想定した場合に、こういう見直しをするんだということを明確に書いてほしいです。

○**議長** わかりました。

すみません。長くなりましたが、そのような形で見直しを進めていくこととしてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では、その他の事項について、手短かに事務局から説明があります。

○**事務局** そのほかといたしまして、原子力防災部会の要綱の見直しということでございますが、お手元のほうに、資料、防災会議の条例等々について配布されてございますが、本部会が設置されておりますのは、この防災会議の運営要領におきまして、また部会の構成について会長が会議に諮って定めるということになってございます。今回、会長の専決処分において、部会の要綱を見直したものでございますから、実際には、次回の11月に予定されております防災会議において、防災部会の要綱をこのような形で見直すということについて、報告するというような予定でございます。

続きまして、この部会の審議を踏まえた修正及びパブリックコメントの実施ということでございますが、先ほどの資料1のステップ1でございますが、これは、今、議長の方で整理していただきました形で、御意見を踏まえて修正をして、また、この後も御意見があれば、それを踏まえまして、今後、広く県民の意見を聞く形にさせていただきたいと考えてございます。

また、改めまして、市町村及び消防機関、県警などの関係機関に対しても、その上整理しましたものを説明しまして、改めて関係機関、あるいは市町村の方には、御意見を伺う会議を今月中に予定しております。そういった形で整理したものを踏まえまして、今後のパブリックコメントの御意見、あるいは市町村、関係機関との御意見、そういったものを踏まえま

して、先ほど議長が示した論点、そういったものを含めまして、修正いたしまして、次回の本部会にお示しとお諮りするという予定にしたいと考えています。

○議長 御意見、御質問等ございますか。

○桜井委員 これは、事務方を通して、最初に申し入れてたんですけども。今、南相馬市は45000人戻っているわけですよ。そうした中で、例えば、今、見直した際に、起こらないことが最善だと思いますけれども、この中に相馬地方広域消防本部の消防長も入れてほしいというふうに強くお願いしておきたいと思います。以上です。

○事務局 防災部会のメンバーにつきましては、今回かなり拡大したわけでございますけれども、また、従来の双葉消防本部のほかにも、全県的な立場から福島県消防長会長さんにも御参加いただいたところでございますが、いろいろ地元関係機関が連携して対応していくことが必要でございますので、御議論する場は多ければよろしいのでございますので、今の御意見をしっかりと受け止めてですね、要綱のこれについても検討させていただいたらと思います。

○議長 それでは、大変長くなりました。以上で本日の審議を終了したいと思います。本当に御多忙のところ、様々な御意見いただきましてありがとうございました。

○司会 以上で、福島県防災会議原子力防災部会を閉会いたします。長時間の審議ありがとうございました。それからお車で来ていただいている方は、駐車券は、事務局でスタンプを押しますので、そのまま本庁舎1階の玄関受付、または、西庁舎の県民ホールで無料化の処理をさせていただきますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。